



違法・無報告・無規制

FACTSHEET

IUU 漁業

水産資源の危機 世界の状況と日本の役割



目次

P1 IUU漁業とは？
ーブラックな漁業

P2-4 IUU漁業がもたらす
3つの問題

P5-6 日本のIUU漁業の状況

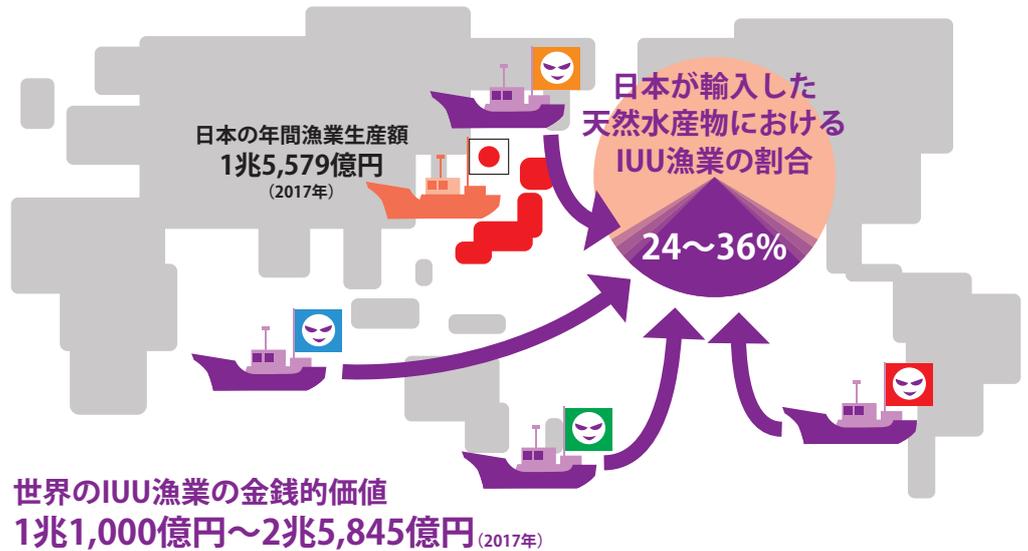
P7-9 IUU漁業撲滅に向けた
取り組み

P10 IUU漁業に関する
参考資料

IUU 漁業とは？ ーブラックな漁業

IUU（アイ・ユー・ユー）漁業とは、違法（Illegal）・無報告（Unreported）・無規制（Unregulated）に行なわれている漁業です。これは、いつ、どこで、なにを、どれだけ、どのような形で水産物を漁獲したかがわからない、いわばブラックな漁業のこと。水産資源を乱獲したり漁船で働く労働者を搾取するなど、環境問題と人権問題という2つの大きな側面を持つ海の問題として、今、世界的に注目されています。

図1：世界のIUU 漁業の金銭的価値と日本の輸入天然水産物におけるIUU 漁業の割合⁴



IUU 漁業由来の水産物は、推定で毎年1,100万~2,600万トン。金銭的価値は、推計で100億~235億USドル（1兆1,000億円~2兆5,845億円）にのぼり、これは世界屈指の水産大国である日本の年間の生産額を上回る規模です^{1,2}。また日本でも、2015年に輸入した天然水産物215万トンの24~36%、金額にして1,800~2,700億円が、IUU 漁業によるものと推定されました³。IUU 漁業は、持続可能で適切な漁獲を行なっている漁業者やその水産物を扱う企業にとっても、生計やビジネスを損なう大きな脅威です。

IUU 漁業を排除するため、EU ではすでに IUU 漁業由来の水産物の輸入を規制する法律を施行。日本でも2022年12月から、国内でのIUU 漁業由来の水産物の流通を防止する「水産流通適正化法」が施行されました。しかし、その規制対象種はわずか7種。対策には、まだ多くの課題が残されています。

本資料では、IUU 漁業をめぐる世界と日本の状況をデータや事例で紹介し、その解決には何が必要とされているのかを解説します。

1. David J. A. et al. (2009). Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing.
 2. 水産庁 (2019). 令和元年度 水産白書
 3. G. Pramod, T. J. Pitcher & G. Mantha (2017). Estimates of illegal and unreported seafood imports to Japan. Marine Policy 84. ※詳細は [WWF ジャパンのウェブサイト](#) を参照
 4. [WWF ジャパン \(2017\). 「日本の水産物市場における、IUU 漁業リスク」](#) を改変



© James Morgan / WWF-US

IUU 漁業がもたらす3つの問題

問題1 水産資源枯渇の危機

魚や貝、エビなど、世界のさまざまな水産資源の年間消費量は、人口の増加や経済活動の拡大により、過去50年で約5倍に増加（図2）。食材としてだけでなく、家畜の餌としての需要も消費を増やす大きな原因になっています。その結果、多くの水産物の「乱獲」や「獲りすぎ」が深刻化し、資源量の減少と枯渇の危機が続いています。その状況を拡大させているのが IUU 漁業です。1974年から2018年までの世界の水産資源の状態を比べてみると、健全な資源状態の魚種が占める比率が10%以下まで低下しました（図3）。

こうした問題を改善し水産資源を回復させるためには、まず、資源量や漁獲量を正確な数値と科学的な情報に基づいて評価し、持続可能な利用を可能にする管理計画を策定することが欠かせません。しかし IUU 漁業は、そもそも既存のルールや法律を破って行なわれている上、データや数値の報告もされないため、資源状況の分析や適切な漁業管理を計画し行なうことを困難にします。さらに操業の実態を隠すため、漁具を海中に投棄する問題も発生しています。投棄された漁具は、漁業に由来する海洋プラスチックごみ「ゴーストギア」となって世界の海を漂い、ウミガメや海鳥、アザラシなどの海生哺乳類などさまざまな海洋生物の命を奪い、生態系に悪影響を及ぼしています。

図2：魚の消費量の増加（1961-2013年）

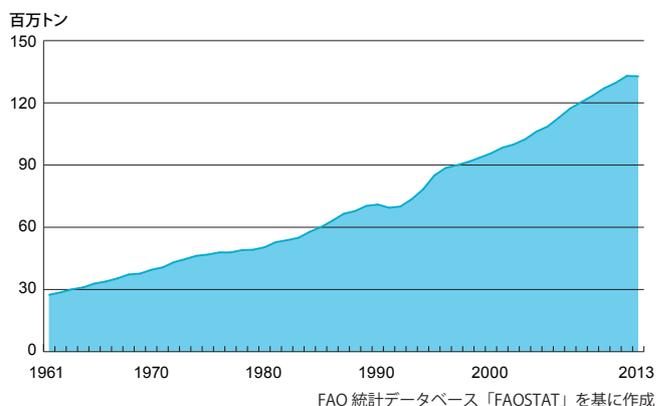
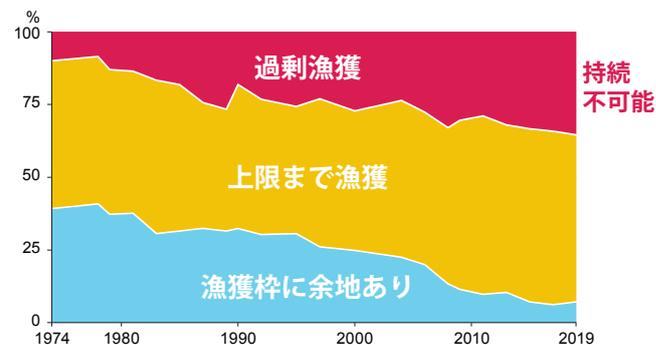


図3：世界の漁業資源の状況（1974-2019年）⁵



COLUMN 1

日本海スルメイカの IUU 漁業

スルメイカの産地として知られる北陸地方では、近年深刻な不漁が続いています。原因の一つとされるのが、日本海での海外の漁船によるイカの乱獲。これらは日本の排他的経済水域内で行なわれている IUU 漁業によるものであり、明らかな違法行為にあたります。2019年までは北朝鮮の漁船が、2020年以降は中国の漁船が多く確認され、水産庁で、こうした違法な操業を行なっている漁船に対し毎年4,000~5,000件もの退去勧告を行なってきました。また、これらの多くは中国政府に管理されていない漁船ですが、イカの漁獲が大きな利益をもたらすことから、操業を続ける例が後を絶ちません。



5. FAO(2022). The State of World Fisheries and Aquaculture 2022. Towards Blue Transformation. Rome

問題2 正規漁業への損害

世界の IUU 漁業がもたらす漁業への被害額は、年間で100万～235億 US ドル、日本円に換算して1兆1,000億円～2兆5,845億円にのぼると推定されています。この額は日本一国分の水産物の生産額とほぼ同等です。それにもかかわらず、その漁獲量は日本の水産物の生産量の実に2.5～5.9倍に及びます。この事実は、IUU 漁業に由来した水産物が、市場で安価に販売されているということ。つまり、その分ルールを守り、持続可能性に配慮して漁業を行なっている

正規の漁業者の利益を損なっていることを物語っています。

また IUU 漁業は、水産資源の乱獲を助長している点でも正規の漁業者に損害を与えています。WWF アメリカでの研究では、IUU 漁業によって漁業者の賃金の20%に相当する被害が生じていると算定しており、この点からも IUU 漁業がいかに世界の漁業に悪影響を及ぼしているかがわかります⁶。

COLUMN 2

日本のイカ漁への影響

海外で IUU 漁業によって漁獲されたイカが、日本に輸入されることで、日本のイカ産業も大きな経済的損失を被っています。1990年8月から2016年12月までのデータを使い、日本のイカの需要、収穫、価格、さらに供給や在庫の関係を定義したモデルを用いたシミュレーションの結果、日本におけるイカ産業は約243億円から469億円の経済的損失を被った可能性が示されました。この被害規模は、日本のイカ産業全体の総収入額の15～29%にも相当します⁷。



問題3 人権問題

IUU 漁業は海の自然環境や漁業資源だけでなく、漁業に従事する乗組員や漁業監視員、加工場等で働く労働者といった人々の健康や安全を脅かす問題でもあります。特に遠洋マグロ漁船などの外国人乗組員（多くはインドネシアなどの東南アジアからの移民労働者）が、航海中に十分な食事や休息を得られなかったり、長時間労働を強いられたり、パスポートの没収や暴行などの行為も行なわれるなど、さまざまな事例が報告されています⁸。中には航海中に死亡し、海洋に遺体が投棄された事件も発覚しています。

またマグロ・カツオ類の遠洋漁業の漁船には、漁獲や混獲などのデータを取得するため、地域漁業管理機関より派遣された漁業監視員が乗船しますが、こうした監視員が航海中に行方不明になる事例も報告されています⁹。タイでは養殖エビの加工場で児童労働が高い頻度で行なわれ、就学の機会が失われているだけではなく、火器の取り扱いを含む危険な作業や長時間労働に従事させられているという報告が寄せられています¹⁰。違法かつ無規制に行なわれる IUU 漁業は、こうした深刻な人権問題の温床になっています。

COLUMN 3

安価なマグロの裏に潜む IUU 漁業

2021年、日本向けに輸出するマグロ漁業を営む中国の水産会社「大連遠洋」のマグロ漁船で IUU 漁業が行なわれ、大きな人権問題が明らかになりました。2019年から2020年にかけて、



インドネシア人の乗組員に対する長時間労働の強制や暴力、食事の不十分な提供など、深刻な人権侵害が発生。この水産会社の漁船では、他にもフィリピン人や中国人の乗組員にも被害があり、計10名の死者を出しています。漁獲されたマグロの一部を、日本の商社とその子会社の水産会社が購入。これらの日本企業は、海外の報道でこの問題を知ることになりました。安価なマグロの追求が、漁業の現場でこうした問題を引き起こしています¹¹。

6. WWF (2016). An Analysis of the Impact of IUU Imports on U.S. Fishermen.

7. 阪井裕太郎、徳永佳奈恵、松井隆宏 (2019) . 違法・無報告漁業由来の輸入品が国内イカ類漁業に及ぼす経済損失の推定 . 日本水産学会誌 85 (1) , 17-29

8. 認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ (2021) . 水産業における人権侵害と日本企業の関わりに関する報告

9. Association of Professional Observers (2023) . Observer Deaths and Disappearances

10. The Asia Foundation and International Labour Organization (2015). Migrant and Child Labor in Thailand's Shrimp and Other Seafood Supply Chains: Labor Conditions and the Decision to Study or Work.

11. Environmental Justice Foundation (2021) . 奴隷労働・違法操業漁業による水産物の日本市場への混入の可能性

東南アジアにおける「海の奴隷」問題

——映画『ゴースト・フリート 知られざるシーフード産業の闇』より

世界有数の水産大国であるタイでは、人身売買業者に騙された人々が今も数多く奴隷労働者として漁業の現場で働かされています。これらの「海の奴隷」と呼ばれる人々は、数万人存在するといわれています。タイの漁業会社は何千キロにも及ぶ遠洋漁業に乗船させる船員を確保するため、人身売買業者から奴隷労働者を購入。これらの人身売買業者は、タイ国内はもとより、ミャンマー、ラオス、カンボジアなど、東南アジア各地の貧困地域からの人々を集め、一人数百ドルで漁業会社に売り飛ばしています。

「いい仕事がある」と漁業以外の仕事で勧誘され拉致された人々が閉じ込められるのは、逃げる場所のない漁船の中。ここで彼らは数カ月、酷い場合には数年の間、一度も下船することを許されず、「海の奴隷」として働かされるのです。もちろん、こうした行為は違法です。しかし、それでも安価な水産物を漁獲するため、こうした人権を踏みとじる犯罪「IUU 漁業」が今も行なわれています。

タイでこの問題に取り組み、2017年のノーベル平和賞にノミネートされたパティマ・タンブチャヤクル氏は、奴隷労働の経験のある仲間と協力しながら数々の脅迫や困難に立ち向かい、「海の奴隷」たちを救う活動を展開しています。奴隷労働を強いられていたタイの水産会社の漁船から、インドネシアの離島へ逃げた人々を救出する活動は、ドキュメンタリー映画『ゴースト・フリート 知られざるシーフード産業の闇』でも広く紹介され、その衝撃的な現実と命がけの活動は、世界の人々の関心と共感を呼びました¹²。

こうした海外のIUU 漁業は、日本とも決して無関係ではありません。タイの水産物を世界で二番目に多く輸入しているのは日本。その内訳はツナ缶、エビ、そして養殖用の魚粉など、多岐にわたります。また、キャットフードも約半分がタイ産。こうした水産物に含まれる安価な製品の中には、生産の過程で、ただ同然か無給で働かされ

ている「海の奴隷」がかかわっている可能性が高いのです。

漁業には本来、資源管理や海洋環境、そして乗組員等の人権にも配慮に必要な相応のコストが求められます。それにもかかわらず、ただ単に安いだけの水産物を企業が調達し、消費者も求めるならば、これは不相応なコストを前提にしたIUU 漁業がはびこる要因となります。水産物の輸入・消費大国である日本は、IUU 漁業の拡大にも撲滅にも大きな関わりと責任があります。



パティマ・タンブチャヤクル氏



映画『ゴースト・フリート 知られざるシーフード産業の闇』より
©Vulcan Productions, Inc. and Seahorse Productions, LLC.

12. ユナイテッド・ビーブル配給

日本の IUU 漁業の状況

日本の責任

日本の水産物の輸入総額（2021年）は110億ドル（1兆2,188億円）で、EUとアメリカに次ぐ世界第3位の規模です¹³。日本は水産資源を獲る漁業国としても世界屈指（第8位）ですが、海外の水産物を輸入する国としても重要な国です。世界の漁業と水産資源の危機を考える時、日本人の水産物の消費には大きな意味と責任があります。日本が安価で無責任な消費を続けるなら、それはIUU漁業を増長させる深刻な要因となり、逆にそうした水産物を的確に排除すれば、それは世界の漁業の改善と海洋環境の保全、そして人権問題の解決につながります。

日本の消費リスク

日本では、どのような魚介類がIUU漁業によってもたらされているのでしょうか。WWFは日本の水産物市場においてIUU漁業由来のリスクが高い魚種を特定するため、10のリスクが高い魚種について詳細なリスク分析を行ないました。その結果、日本市場にIUU漁業由来の水産物が流入しているリスクは中～高程度であり、中でもウナギ類、ヒラメ・カレイ類、サケ・マス類は、そのリスクがより高いことが判明しました¹⁴。またIUU漁業によるリスクは、輸入水産物だけでなく、国産のものや養殖された水産物にも存在します。水産庁の報告によれば、国内では毎年1,400件を超える違法漁業が検挙されているほか、養殖においても種苗や飼料原料にIUU漁業に由来した水産物が含まれている可能性があります。別の研究でも、日本が2015年に輸入した天然水産物215万トンの24～36%がIUU漁業によるもので、国別と魚種別では、アメリカ産のスケトウダラ、ロシア産のサケやカニ、中国産のイカ類やウナギ等が、特にIUU漁業由来の可能性が高いと推計されています¹⁵。

図4：世界の水産物輸入金額（2021年）

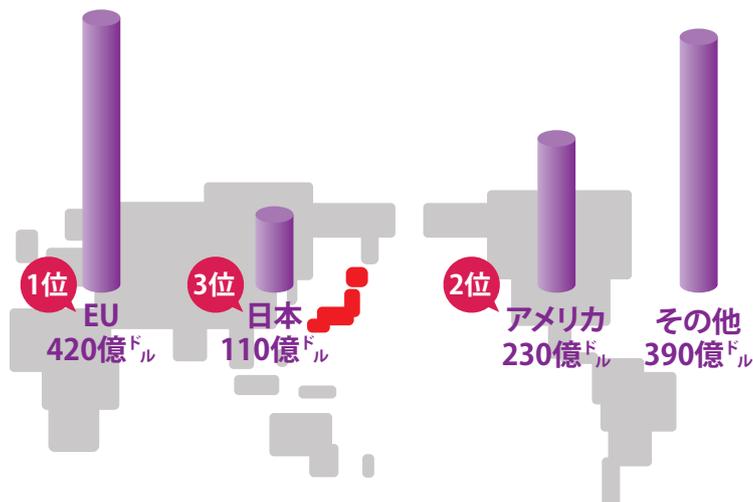
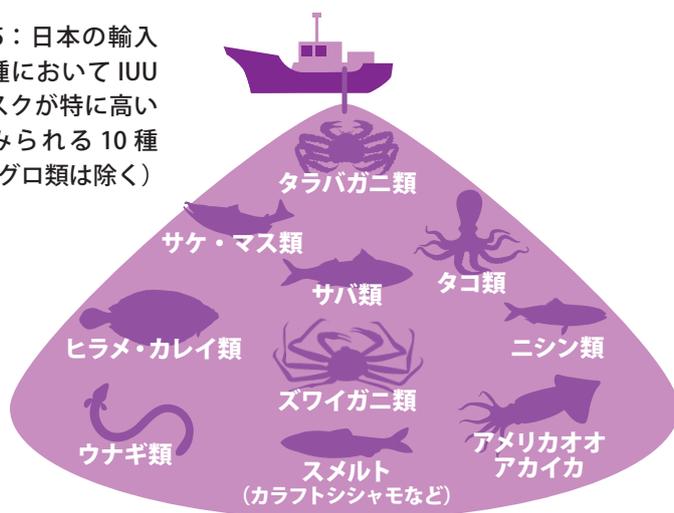


図5：日本の輸入魚種においてIUUリスクが特に高いとみられる10種（マグロ類は除く）



日本においてIUU漁業が蔓延している理由としては、主に次のような原因が考えられます。

- 水産物の流通経路が複雑で、どこで何が調達され流通しているか把握しづらいこと
- IUU漁業由来ではないことを証明する上で必要な漁獲情報を記録、保持し、流通の過程で正確に伝達する仕組みがないこと
- 疑わしい水産物を識別、排除する、法的な仕組みが十分に整っていないこと など

これらの課題を解消し、国内からIUU漁業に由来する水産物を撲滅することは、日本が水産大国として果たすべき大きな責務といえます。

13. CEA CONSULTING, Packard Foundation and Walton Family Foundation (2022年) Progress Toward Sustainable Seafood – By the Numbers

14. WWF ジャパン (2017年) 日本の水産物市場におけるIUU漁業リスク ※マグロ類はすでにIUU漁業リスクが高いことが判明しており、本調査の対象魚種に含まれない。

15. G. Pramod, T. J. Pitcher & G. Mantha (2017). Estimates of illegal and unreported seafood imports to Japan. Marine Policy 84. ※詳細は WWF ジャパンのウェブサイト参照

日本で消費される魚種の IUU 漁業リスク

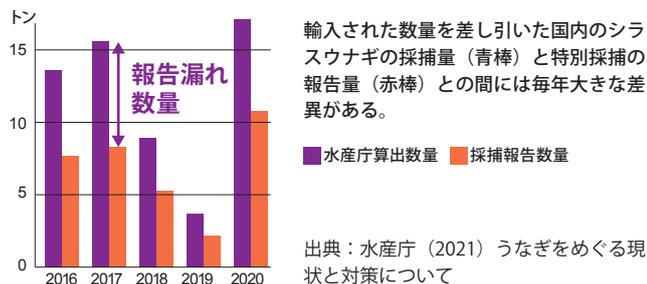
日本で消費されている身近な水産物の中にも、IUU 漁業に由来するものがあることが指摘されています。その具体的な水産物の事例を紹介します。

ウナギ ～密漁の事例～

「土用の丑の日」で人気のウナギは、最も IUU 漁業リスクの高い魚種です。養殖で使われるウナギの稚魚「シラスウナギ」は、採捕する際に、各都府県から特別採捕許可を得て、採捕した量を報告しなければなりません。しかし、報告されるシラスウナギの採捕量は、養殖池に入れられるシラスウナギの量よりはるかに少量。採捕量として報告されていない密漁が、行なわれているということです。「国産」表示のある養殖ウナギの4～6割が、こうした IUU 漁業に由来するものと推定されています¹⁶。



図6：ニホンウナギ稚魚の国内採捕量の比較



マグロ ～無報告の事例～

2022年、青森県の大間町でクロマグロの未報告漁獲という不正行為が発覚しました。これは、クロマグロを扱う地元の2つの仲卸業者が、2020年7～9月に漁業者と共謀し、それぞれ40トンと30トンあまりの漁獲量を県に報告しなかったとして、漁業法違反の罪で逮捕されたものです。クロマグロは世界的に資源量の枯渇が懸念され、国際的な合意のもと漁業の管理が求められている魚種¹⁷。IUU 漁業に相当する漁獲量の無報告という行為は、日本のみならず、世界の水産資源の管理促進を阻害する重大な犯罪といえます。

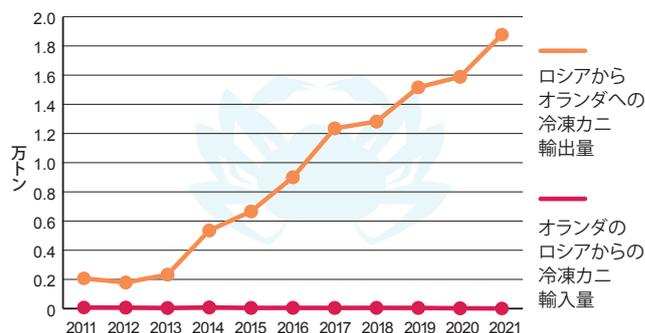


カニ ～抜け道を突いた取引の事例～

2023年6月、IUU 漁業由来が疑われるロシア産のカニが、第三国のオランダを経由し日本やアメリカに輸出されている可能性が指摘されました。ロシアからオランダへのカニの輸出は2020年に15,885トンに急増。しかし、オランダの統計ではロシアからのカニの輸入量はほとんど増加していません。つまり、問題のカニの大半がオランダ国内には入らず、オランダの保税倉庫を経て日本やアメリカなどに輸出されたものと考えられます。過去の法整備により日ロ間のカニ取引が厳しくなる中、原産地証明の取得が容易なオランダを抜け道とした取引が増加している恐れがあります¹⁸。



図7：オランダ・ロシア間の冷凍カニの輸出入量の推移



アサリ ～産地偽装の事例～

2022年2月、熊本産とされたアサリに、外国産が混入していた可能性が指摘されました。報道によれば、熊本県に報告されたアサリの漁獲量と、「熊本産」の表示で販売されているアサリの量には開きがあり、後者の方が圧倒的に多い実情も発覚。農林水産省による販売されている国産アサリのDNA分析でも、「熊本産」の商品31点のうち30点に外国産のものが混ざっている可能性が認められました。産地偽装という行為は、水産資源を守る上で最も重要な要素である「トレーサビリティ」の確立を脅かす深刻な IUU 漁業問題です。



16. WWF 日本のウェブサイト『シラスウナギの不透明な流通とその改善に向けて』

17. WWF 日本のウェブサイト『マグロという生物』

18. WWF 日本のウェブサイト『ロシア産カニの IUU リスクが明らかに』

IUU 漁業を根絶するために

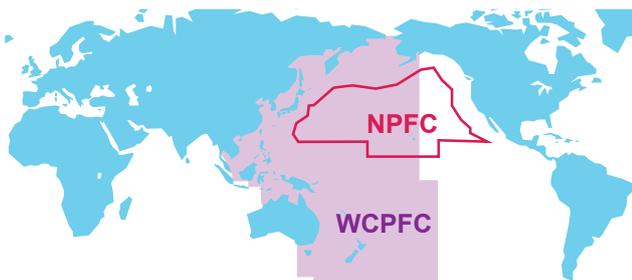
IUU 漁業を根絶するため、世界各地でさまざまな対策が強化されています。その手段と仕組みについて解説します¹⁹。

地域漁業管理機関

(RFMO : Regional Fishery Management Organization)

RFMO は、マグロやカツオ、サンマなどのように、自国の領海や排他的経済水域を超えて分布・回遊する水産資源を管理するために、漁業を行なう国々が協力して資源管理規則を定め実行する国際機関です。RFMO の会合では、魚種ごとの資源量の推定や国別の漁獲割り当て、管理方針、混獲対策などを検討。各国には RFMO による国際的な取り決めに基づいた国内ルールを策定し、自国での IUU 漁業の撲滅に取り組むことが求められます。魚種や海域によって RFMO は複数あり、日本と特にかかわりが深いのは WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）と NPFC（北太平洋漁業委員会）です。このような国際的な多国間協力の枠組みによって、様々な規制が整備・強化されようとしています。

図8：WCPFC と NPFC の漁業管理海域



水産流通適正化法

2020年に制定された、IUU 漁業対策を目的とする日本の国内法です。正式名称は「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」。IUU 漁業に由来した水産物の流通を防止するため、水産物の取扱事業者に対し、取引情報の伝達や取引記録の作成、さらに輸出入に際して保存や適法な採捕の証明書類の添付を義務付ける等の措置を定めています。しかし2022年12月からの施行で、この規制の対象となったのは国内水産物3種、輸入規制対象4種のみ。今後の改善が必要とされています。

漁獲証明制度 (Catch Documentation Scheme)

／輸入管理制度 (Import Control Scheme)

「漁獲証明制度」は、IUU 漁業リスクが高い特定の水産物において、漁獲者、漁獲海域（水揚げ港）、漁獲日、漁獲量などの情報を登録管理するもの。「輸入管理制度」は、輸入

水産物についても輸出国に対し同様の情報の提示を求める制度です。日本では、2020年の水産流通適正化法の施行によって導入されています。

GDST (Global Dialogue on Seafood Traceability)

水産物の国際的なトレーサビリティを確立するため発足した国際的な対話の枠組みで、100以上の企業・団体が参加しています。IUU 漁業由来の水産物の輸入や流通を防止するために重要なのは、水産物の生産・加工・流通・販売のトレーサビリティの確保。GDST では、そのために必要な情報のデータセットがまとめられています。水産物を取り扱う日本企業にも、このトレーサビリティ・システムを構築・導入することが求められています。

MSC 認証 / ASC 認証

MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会) 認証と ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会) 認証は、それぞれ持続可能な漁業と養殖業を認証する、国際的に高い信頼のある認証制度です。IUU 漁業の排除に欠かせない、法令順守や操業の持続可能を評価する仕組みで、認証を取得した漁業、養殖場からの水産物が他と混在しないよう、加工・流通・販売のプロセスも認証の対象となっています。



© WWF Japan

寄港国措置協定

(PSMA : Port State Measure Agreement)

正式名称は「違法漁業防止寄港国措置協定」。IUU 漁業の防止・抑制・廃絶を目的に FAO (国連食糧農業機関) が定め、2016年に30カ国が参加して発効した法的拘束力のある国際協定です。IUU 漁業に関与している疑いのある船舶の入港や港湾の利用を禁じたり船舶の取り調べなどを可能とするルールで、日本も2017年に批准しました。

19. WWF 日本のウェブサイト『IUU 漁業について』



EUの取り組み

2010年、EU（欧州連合）で新法「EUのIUU 漁業規則」が発効し、世界のIUU 漁業の支援につながる行為を禁じる政策が開始されました。この法律は、どこの国の漁船であるかを問わず、IUU 漁業に携わり利益を得たEU加盟国の国民を罰するもので、取引のある非EU加盟国に対してもIUU 漁業の廃絶を求めるものです。これに対応しない国に対してEUは改善を求める協議を行ない、進展が認められない場合はその国にイエローとレッドの2段階の警告カードを発動。レッドカードを発動された場合、その国の船籍を持つ漁船が漁獲した水産物はEU市場から排除されるほか、EU加盟国の漁船も同国の水域内で操業できなくなるなど厳しい処置が執られます。この法律の発効後、EUは60カ国以上の国々と協議を行ない、これまでに27カ国に対してイエローカードを発動。そのうちの6カ国に対しレッドカードを発動しました。こうした政策の実現は、EU圏外の漁業についても、IUU 漁業への対策を向上させる大きな要因になっています²⁰。



アメリカの取り組み

米国は、IUU 漁業や偽装水産物の米国市場への流入を防ぐため、2018年にSIMP（Seafood Import Monitoring Program、米国水産物輸入監視制度）を開始しました。これは、IUU 漁業や水産物偽装に特に脆弱であると特定された優先魚種を米国に輸出する場合、その種の漁獲情報などを、輸出国の輸出事業者から米国の輸入事業者を通じて米国政府に提出することが求められるもので、対象魚種は13種です。また、バイデン大統領は2023年6月、IUU 漁業に関連した強制労働に対処するため、国家安全保障に関する覚書に署名しました。関係閣僚への指示を示した同覚書では、IUU 漁業をはじめとする有害な漁業が多くの強制労働や人権侵害を引き起こし、海洋の健全性を損なう最大の脅威の1つとして世界的な乱獲の主因となっていること、また多くの国々の経済成長や食料システム、海の生態系、そして漁業を衰退させる要因となっていることを指摘しています。

20. TNC, WWF ほか（2022年）. EUの強制労働製品の輸入販売禁止—規則の効果的な執行を確保するには—違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）に対するEUのIUU 漁業規則の成功から学ぶ

21. AP 通信 [An AP investigation helps free slaves in the 21st century](#)

COLUMN 4

イエローカードを受けたタイのIUU 漁業対策

タイでは漁船で働く人々への深刻な人権侵害を含むIUU 漁業の横行が問題視されてきました



が、その改善が認められなかったため、EUは2015年4月、「IUU 漁業規則」に基づきタイに対しイエローカードを発動。タイの漁船が有効な漁業許可を持たずに操業している事例や虚偽の情報に基づく漁獲証明の取得事例など、多くの課題を指摘する「不備リスト」を提示しました。タイ政府はその後、政策の改善に取り組み、EUもこれを評価。2019年1月にタイのイエローカードを解除しました²⁰。

COLUMN 5

IUU 漁業を抑えたメディアの力

アメリカの大手メディア AP 通信は2015年、インドネシアでIUU 漁業に強制的に従事させられていたミャンマーなどからの移民労働者たちの実情を明らかにした調査報道を実施。これによりアメリカの大手小売企業が意識を変え、漁船を雇っていた水産会社が業務停止となり、2,000名あまりの労働者が解放されるなど、社会的に大きな影響力を発揮しました。この報道は同年のピューリッツァー賞で「公益部門」を受賞し、世界的にも高く評価されました²¹。





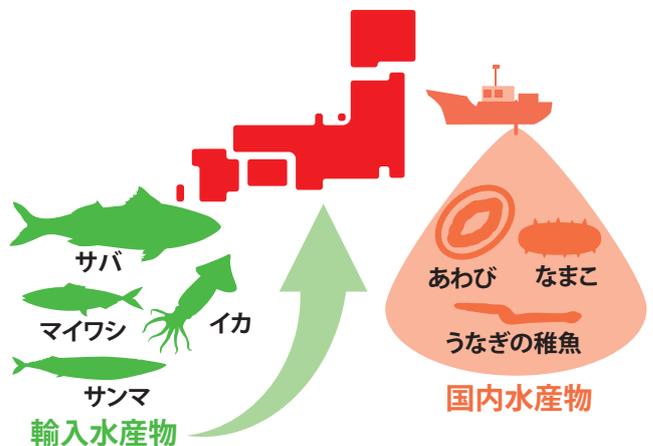
© WWF Japan

水産流通適正化法の改正について —日本で高まるリスク

2022年12月1日に日本で施行された「水産流通適正化法」は、国内法では初のIUU 漁業対策法です。しかし、施行時点でこの法律の規制対象となったのは、国内水産物は3種、輸入規制対象は4種の合計7種のみで、IUU 漁業の撲滅という観点で見れば、不十分な内容と言わざるを得ません（図9）。世界最大の水産物の輸入市場であるEUではすでに同様の法律が全魚種対象で施行されており、第二位のアメリカでは全魚種対象に拡大するべく議会で議論が続けられています。そうした中で、同じく世界屈指の水産物の生産・輸入・消費国である日本で十分な規制が機能しない場合、世界のIUU 漁業由来の水産物が日本に流れ込むことが強く懸念されます。このままでは、日本が世界全体で取り組もうとしているIUU 漁業規制の抜け穴となってしまう可能性もあります²²。

日本におけるIUU 漁業対策の最も重要なカギは、水産流通適正化法が十分に機能するかどうかです。そこで、WWFでは2024年に予定されている水産流通適正化法の「見直し」にあたり、規制対象種を全魚種に広げることを政府に要望。署名活動も展開し、2024年1月時点でこの見直しに賛同する1万2,000筆を超える署名が寄せられています²³。

図9：水産流通適正化法の対象魚種



【水産流通適正化法の概要】

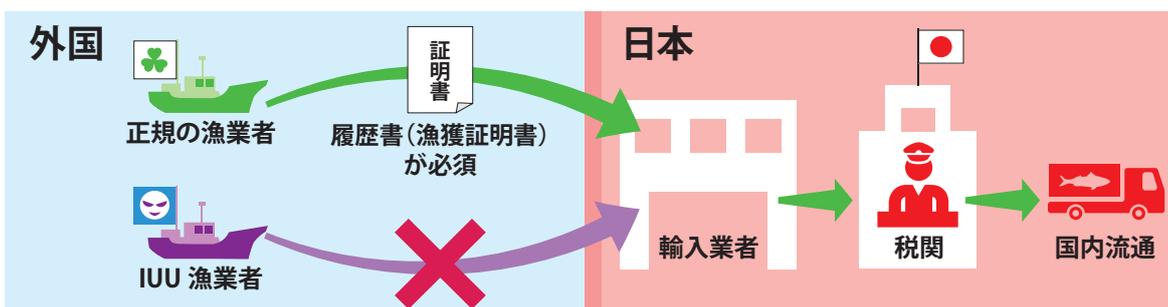
■国内水産物

- 対象：あわび、なまこ、うなぎの稚魚（全長13cm以下、2025年から施行）
- 規制：採捕、販売、加工又は輸出等を行なう事業者に対し、農林水産大臣又は都道府県知事への届出等の義務付け

■輸入水産物

- 対象：サバ、サンマ、マイワシ、イカ
- 規制：適法に採捕されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等が無ければ、輸入してはならない

図10：水産流通適正化法第2種（輸入種）の仕組みについて



22. WWF 日本のウェブサイト「IUU 対策「水産流通適正化法」施行 残された課題とは？」
23. change.org 署名ページ

IUU 漁業に関する参考資料

WWF ジャパンは、世界の海洋環境を脅かす深刻な問題である IUU 漁業の撲滅を目指し、持続可能な水産物の利用をめざす企業や団体、また人権問題に取り組む機関などと協力し、国や地域漁業管理機関、企業、漁業者・養殖業者に対し、法制度や調達改善、トレーサビリティの確立などを働きかけています。WWF が長年取り組んできた、持続可能な水産物の生産と消費の確立は、この IUU 漁業問題を解決するカギとなる取り組みです。

関連情報

- 動画「5分でわかる IUU 漁業問題」

<https://www.youtube.com/watch?v=pvsDUwFSp60>



- イラスト「マンガでわかる IUU 漁業問題」

<https://www.wwf.or.jp/activities/project/5205.html>



- IUU 漁業の撲滅に向けて一海に携わる方々からのメッセージ

<https://www.wwf.or.jp/activities/project/5205.html>



WWF ジャパンの関連ウェブ記事

- IUU 漁業について
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/282.html>
- 消費者の視点で海の資源を考える「おさかなハンドブック」
<https://www.wwf.or.jp/campaign/osakana/>

IUU 漁業対策フォーラム

WWF ジャパンは、(株)シーフードレガシー、セイラーズフォーザシー日本支局、ザ・ネイチャー・コンサーバンシーとともに、IUU 漁業対策フォーラム (IUU フォーラム) を立ち上げ、IUU 漁業対策を推進するための情報収集、調査分析、政府や企業との対話・提案、普及啓発などを行なっています。
<https://iuuwatch.jp/>

WWF ジャパンには、IUU 漁業についての知見を持つ専門の担当者が在籍しています。詳しい情報をお求めの方は、ぜひご連絡ください。

【WWF ジャパン専門スタッフ】

植松 周平

自然保護室 海洋水産 IUU 漁業対策マネージャー、水産資源管理マネージャー

東京大学大学院農学生命科学研究科において水域保全学に関する博士号を取得。経営コンサルティング会社、国際水産資源研究所 (現 水産研究・教育機構) を経て、2013 年より WWF ジャパンで勤務。マグロ、カツオ、サンマなどの水産資源の保全や IUU 漁業対策に従事。2021 年、水産庁水産流通適正化法検討委員。



滝本 麻耶

自然保護室 海洋水産グループ

デンマーク オーフス大学政治学科留学、慶應義塾大学法学部政治学科卒 (法学士)、ドイツ アルベルト・ルートヴィヒ大学フライブルク大学院環境ガバナンス修士号取得。大学・大学院にて、環境政策・環境ガバナンスについて学び、編集者、環境コンサルタントを経て、サイエンス・コミュニケーションに従事し、2017 年 WWF ジャパンに入局。海洋環境保全や水産資源保護に向けた、パブリックアウトリーチを担当。



お問合せ先 | 報道関係者 press@wwf.or.jp (広報担当)
その他の方 fish@wwf.or.jp (海洋水産グループ)

制作・発行：公益財団法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) [2024 年 1 月]

〒108-0073 東京都港区三田1-4-18 三田国際ビル3階



人と野生生物が共に自然の恵みを受け続けられる世界を目指して、活動しています。

together possible™ www.wwf.or.jp

WWF は 100 以上国で活動している環境保全団体です。1961 年にスイスで設立され、人と自然が調和して生きられる未来をめざし、サステナブルな社会の実現を推進しています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生生物の保全や、持続可能な生産と消費の促進に取り組んでいます。